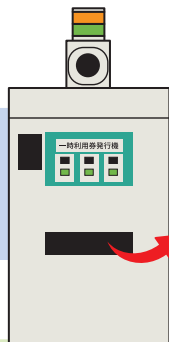


# 駐輪場のご利用方法

一時利用



1 一時利用券発行機より一時利用券を発行します。

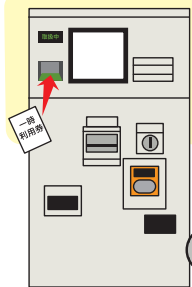


2 入場ゲートの読み取り部に一時利用券をかざして入場します。(ゲート開放)



3 精算機で料金を支払います。精算機の読み取り部に一時利用券をかざしてお支払いください。お支払いは現金またはサビカをご利用いただけます。

※利用料金は1回あたり(24時間以内)、自転車100円、原動機付自転車200円となります。



4 精算済み一時利用券を出場ゲートの読み取り部にをかざして出場します。(ゲート開放)

※精算済み一時利用券は、駐車場から出る際に備え付けのゴミ箱に捨ててください。



## 駐輪場ご利用の手引き

### <一時利用について>

- 駐輪場に入る前に一時利用券発行機で一時利用券を発行してください。
- 一時利用券をゲート読み取り部にかざし、ゲートを開場して入場してください。
- 利用料金は1回あたり(24時間以内)、自転車が100円、原動機付自転車が200円です。
- 出場の際は、現金またはサビカで精算してください。

### <定期利用について>

- 駐輪場を定期利用される方は駐輪場管理事務所で「自転車等駐車場定期利用申請書」を記入の上、申請書を提出してください。(利用台数に制限がございます。)との駐輪場管理事務所でも、すべての駐輪場の申請ができます。申請は2週間前より受け付けます。
- 学生の方は学生証をご提示ください。又、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は学生と同一料金となりますので、ご提示してください。
- 「自転車等駐車場定期利用証」(シール)は自転車又は原動機付自転車の見やすい位置に貼り付けてください。
- お手持ちのサビカを駐輪場の定期券としてご利用いただけます。

### <定期利用の更新について>

- 定期利用の更新は2週間前から受け付けます。更新の際には定期券をお持ちください。
- 更新は駐輪場管理事務所に設置された精算機で直接更新できます。定期利用の承認期間の末日までに申請のない場合(利用期限を過ぎた場合)は優先的に利用を更新することはできませんのでお早めに更新してください。

### <届け出事項変更及び再発行について>

- 記載内容(自転車又は原動機付自転車、住所、氏名等)の変更がある時は、速やかに駐輪場管理事務所に変更手続きをして下さい。
- 定期券及び定期シールの紛失・破損は、再発行の手続きをしてください。  
※駐輪場管理事務所ではサビカの再発行はできません。
- 駐輪場の利用場所を変更する場合は、新たに契約が必要となります。

### <解約について>

- 解約については、1月以上の契約期間が残っていることが条件となります。
- 解約手続きには、定期券及び定期シールの返却が必要です。
- 還付金は、指定する銀行口座に振込手数料が差し引かれて申請翌月末に振り込まれます。
- 不明な点等ございましたら係員にお尋ねください。

### <ご注意>

- 駐輪場内における自転車等の盗難、損傷等については、当グループは責任を負いません。
- 必ず施錠などの盗難防止の措置をお願いします。
- 定期券は指定された駐輪場のみでご利用になれます。
- 利用する自転車等に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- 駐輪場の利用規定を守り、管理人の指示に従ってください。
- 駐輪場の施設その他の工作物又は駐輪中の自転車等を汚損又は破損させた時は、その賠償をしていただきます。
- 定期シールは定期契約した駐輪場のみに有効です。
- 定期契約駐車場以外で駐輪した場合は、違法駐輪として撤去されます。
- 定期利用期間内は駐輪場を変更することはできません。(駐輪場を変えたい場合は、現契約を一旦解約し、あらかじめ新規申し込みをしてください。必ず解約する前に駐輪場の空き状況をご確認ください。)
- 定期券有効期日2週間前から、精算機で更新手続き(利用手続)ができます。
- 定期券有効期日が過ぎると、新たに申し込み手続きが必要となります。
- 駐輪中は必ず自転車を施錠してください。
- 定期契約駐輪場内の使用法については、お互いにマナーを守りましょう。
- 定期の申し込みは先着順です。(駐輪場ごとに契約台数に限りがあります。)

## 駐輪場利用の手引き

Guidance of Bicycle parking

大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ



指定管理者

大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ

☎011-211-5190

<営業期間> 4月1日~11月30日

※西2丁目線地下駐輪場は通年営業。(12/29~1/3を除く)

<営業時間> 6:00~24:00

令和4年4月1日より

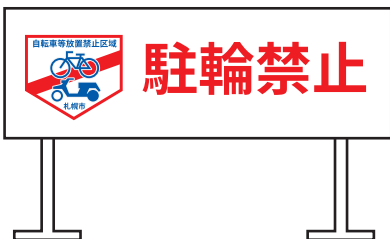
# 大通周辺の自転車等放置禁止区域を拡大します。 また、周辺駐輪場も有料化となります。

自転車等の適切な駐輪に、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 放置禁止区域の拡大について

令和4年4月1日(金)より、大通周辺の自転車等放置禁止区域を拡大します。

この区域の路上や公園内に自転車や原動機付自転車(50cc以下)を放置すると、**短時間であっても撤去の対象**となります。(返還には自転車2,000円、原動機付自転車4,000円の費用が必要となります。)



- 令和4年3月31日までの放置禁止区域
- 令和4年4月1日より拡大した放置禁止区域
- 有料になる駐輪場

※令和4年3月18日現在の情報に基づきます。※1)⑨は令和5年春より供用開始予定となります。

## 西2丁目線地下駐輪場利用開始のお知らせ

令和4年4月1日(金)より、西2丁目線地下駐輪場が利用開始となります。(右上図②)

駐輪場の出入口は、スロープ2カ所の他、エレベータが2カ所(うち1カ所は令和4年夏頃利用開始予定)となります。

また、徒歩で大通駅の地下鉄コンコースと行き来することができます。



## 駐輪場の有料化について

令和4年4月1日(金)より、大通周辺の駐輪場(左下図①~⑧)は札幌駅周辺の駐輪場と同じく**有料**になり、利用料金は駐輪場の維持管理に充てられます。※⑨は令和5年春より供用開始予定となります。

定期券は「①北1西1地下駐輪場」、「②西2丁目線地下駐輪場」にて3月18日(金)(4月1日(金)利用開始分)より販売します。

※4月2日(土)以降の分は利用開始の2週間前より受付します。

■利用料金 ※( )内は学生料金

区分		自転車	原動機付自転車 小型自動二輪車※
定期利用	屋根あり	1ヶ月	1,500円 (1,000円) / 3,000円 (2,000円)
		3ヶ月	4,100円 (2,700円) / 8,200円 (5,400円)
		シーズン(4月~11月末)	9,000円 (6,000円) / 18,000円(12,000円)
	屋根なし	1ヶ月	1,000円 (700円) / 2,000円 (1,400円)
		3ヶ月	2,700円 (1,900円) / 5,400円 (3,800円)
		シーズン(4月~11月末)	6,000円 (4,200円) / 12,000円 (8,400円)
一時利用	1回	100円 / 200円	

※シーズン定期は3/18~5/31まで販売します。

※小型自動二輪車は125cc以下または定格出力1.00kw以下

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は学生料金と同一料金としますので申し出ください。

番号	駐輪場名	利用形態	屋根	利用可能車種	利用時間
①	北1西1地下	定期・一時	あり	自転車	6時~24時
②	西2丁目線地下	定期・一時	あり	自転車・原付(125cc以下)	6時~24時
③	市役所	定期のみ	あり	自転車	24時間
④	大通西1丁目	定期のみ	なし	自転車	24時間
⑤	大通西5丁目	定期のみ	なし	自転車	24時間
⑥	大通西6丁目	定期のみ	なし	自転車	24時間
⑦	北1西6暫定	定期・一時	なし	自転車・原付(50cc以下)	24時間
⑧	南2西4五番街	定期・一時	なし	自転車	24時間
⑨	南2西3地下	定期・一時	あり	自転車	6時~24時

大通周辺の有料駐輪場では、冬期間(12月~3月)自転車と原動機付自転車(50cc以下)を預かりするサービスを実施しております。冬期間保管場所のない方はぜひご利用ください。

自転車/2,000円 原動機付自転車・小型自動二輪車/4,000円

※新年度のシーズン契約者のみ半額となります。(手続きは定期利用の申し込み時)